

ふるさと納税に熱い議論

2日、区役所では区長と区民が、区政の課題について話し合う「すぎなミーティング」が開かれました。今回は、区税の流出額が年々増加している「ふるさと納税」をテーマに熱い議論が繰り広げられました。

平成20年度に誕生した「ふるさと納税」制度によって、杉並区の流出額は、表のとおり平成26年度では4千万円でしたが、平成30年度は18億7千万円と約47倍に膨れ上がりました。

寄附受入額は、流出額の5%にも満たない状況ですが、区はあえて返礼品競争には参入せず、健全な寄附文化の醸成を目指す姿勢を貫いています。こうした区の姿勢を区内外に理解してもらうため、第二弾となるPRチラシ「あなたのふるさとはどこですか？」を新たに作成しています。

2日午後1時30分、無作為抽出で選ばれた区民の中から参加者を募り、区政の課題について区長を交えて話し合う「すぎなミーティング」が開催されました。冒頭で、田中良区長から、今回のテーマである「ふるさと納税」について、区の置かれた現状や影響、さらに杉並区がエクレシア南伊豆など地方創生や交流事業に取り組み、都市と地方の共存共栄に努めていること等を説明しました。11名の中には、他の自治体へふるさと納税による寄附を行っている参加者もあり、議論は白熱したものになりましたが、それぞれが制度を深く理解し、自分なりの考えを新たに散会となりました。

| 項目 | 流出額 |
|------|-----------|
| 26年度 | 約 0.4 億円 |
| 27年度 | 約 1.3 億円 |
| 28年度 | 約 7.2 億円 |
| 29年度 | 約 13.8 億円 |
| 30年度 | 約 18.7 億円 |
| 合計 | 約 41.4 億円 |



ふるさと納税の現状を伝えるため作成したチラシは、今後も区立施設や区内のイベント会場などで配布し、広く周知を図っていくことにしています。



【問い合わせ先】

区民生活部ふるさと納税担当：03-5307-0780

総務部広報課：03-3312-2111（代表）

ふるさと納税を
一緒に考えよう

あなたのふるさと
どこですか？



ふるさと納税を
一緒に考えよう

ふるさとと納税制度の趣旨は「自分が生まれた故郷やお世話になった地域・支援したい地域を“ふるさと”として応援するために寄附をする」というものです。

現在、自治体間の返礼品競争が問題になっています。全国から寄附が集まる「返礼品が充実した自治体」に杉並区民からの寄附も集中しています。

あなたのふるさとはどこですか？

杉並区の現状 住民税の流出が止まりません。

杉並区では、ふるさと納税制度による直近5年間の減収額は40億円を超えており、これは学校1校分の改築経費に相当します。ほとんどの自治体は、減収分の75%が地方交付税で補てんされますが、杉並区など東京23区はこの補てんが無く、流出額は純粋な減収となります（実質流出額全国6位）。

また、昨年、杉並区民が行った寄附で寄附金額が多かった自治体上位3団体は、総務省が公表した寄附金を多く集めた自治体の全国順位と同じでした。



平成29年 杉並区民が行った寄附金額の多い自治体

| 順位 | 自治体 | 主な返礼品 |
|----|---------|---------|
| 1 | 大阪府 A 市 | 全国の名産品等 |
| 2 | 宮城県 B 町 | 牛肉、農産物等 |
| 3 | 宮城県 C 市 | 焼酎、豚肉等 |
| 4 | 佐賀県 D 町 | 牛肉、農産物等 |
| 5 | 佐賀県 E 市 | 牛肉、農産物等 |

(杉並区のワストップ特例※利用者の状況)
※確定申告の不要な給与所得者が、確定申告を行わなくてもふるさと納税の寄附金控除を受けられる仕組み

総務省が公表した全国順位と同じ

杉並区の実践 都市と地方の共存共栄と、ふるさと納税制度本来の姿を目指しています。

地方創生の取組みを積極的に進めています。

自治体間で住民税を奪い合っただけで都市と地方とが対立するのではなく、地方との共存共栄を図るため、静岡県南伊豆町での全国初の自治体間連携特養ホームの整備、区の交流自治体である北海道名寄市などへの台湾からの修学旅行の誘致や、災害時における「自治体スクラム支援」など、具体的な自治体間連携の取組みを進めてきています。



▲南伊豆町の自治体間連携特養ホーム「エクレスシア南伊豆」



▲交流自治体や台湾の中学生との親善野球



▲交流自治体が一室に会した地方創生・交流自治体連携フォーラム



▲被災地への職員派遣(岡山県総社市)

返礼品競争には参入しません。

お礼の品として障害者の雇用促進につながるよう障害者施設の製品を用意するほか、お礼の品相当額を児童養護施設や乳児院へプレゼントできる独自の施策を展開しています。

お預かりした寄附金は、歴史的建造物である『荻外荘』の復原・整備や、日本フィルの被災地でのコンサートを支援、また各種基金として緑化や福祉施設の充実等に使います。



▲障害者施設でお礼の品を製造



▲寄附金で乳児院が購入したオシャレ着と靴(撮影:谷本恵)



▲復原・整備を進める荻外荘(写真:個人蔵)



▲日本フィルの被災地支援活動

制度のあるべき姿を発信しています。

杉並区では、23区の区長会等を通じて国に対し制度の改善を求めているほか、これからも区公式ホームページやチラシ等で制度の問題や区の取組みを区民の皆さんや全国に訴えていきます。

詳しくは、杉並区公式サイト「ふるさと納税」のページをご覧ください。



お問い合わせ

杉並区役所 区民生活部 ふるさと納税担当
〒166-8570 杉並区阿佐谷南 1-15-1 ☎03-3312-2111 (代)

